

社労士ニュース 2023年 1月号 発行 2023年 1月16日月

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
 特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)
 河原社会保険労務士事務所 河原 清市
 埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554
 メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/



2022年10月1日付けで、パート、アルバイトの従業員の社会保険の適用範囲が拡大されましたが、それをお知らせする厚労省のパンフがあります。

年金の3つの保障が充実！ 医療保険がさらに充実！
 保険料は口座振替から給料天引きに！(年収106万円、月額8.8万円の場合)

これまで → これから

本人	本人
月 19,000円	月 12,500円
	会社
	月 12,500円

これまで口座振替などで支払っていた国民年金・国民健康保険料が、厚生年金保険料・健康保険料に変わり、給料からの天引きになります。
 なお、保険料の半分は会社が負担します。

ここで、実際に保険料が本当に、本人負担分が月額19,000円から月額12,500円になるかを確認したいと思います。

1. 本人は40歳未満、年収106万円とします。
 保険は未加入です。

(1) 国民健康保険税の計算 2022年度 埼玉県小川町の数値

課税区分	課税の基盤	医療	支援分	介護分(40歳から64歳まで)
所得割	前年総所得金額等—43万円	5.6%	2.3%	1.8%
均等割	被保険者1人について	23,600円	13,000円	13,200円

ただし

被保険者等が総所得金額の合計が一定以下の場合、均等割りが軽減される。

5割軽減世帯

43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者数-1)

- ① 所得割について

給与所得金額=106万円—給与所得控除55万円=51万円

賦課対象所得=51万円—基礎控除43万円=8万円

$$8万円 \times \frac{5.6+2.3}{100} = 8万円 \times \frac{7.9}{100} = 6,320円 \longrightarrow \textcircled{1}$$

- ② 均等割り 医療23,600円+支援13,000円=36,600円

ここで、43万円+28.5万円=71.5万円、51万円<71.5万円より

5割軽減が採用され $36,600 \text{ 円} \div 2 = 18,300 \text{ 円}$ → ②

③ 合計 年額 = ① + ② = $6,320 \text{ 円} + 18,300 \text{ 円} = 24,620 \text{ 円}$

月額 = $24,620 \div 12 = 2,051 \text{ 円}$ → ③

(2) 国民年金の保険料

16,590 円 → ④

(3) 結論 本人 40 歳未満 国民健康保険と国民年金で、年収 106 万円の人負担額は

③国民健康保険 2,051 円 + ④国民年金 16,590 円 = 18,641 円

2. 本人は 40 歳未満、年収 106 万円(月額 8.8 万円)とします。

保険は加入です。

(1) 健康保険料

$88,000 \text{ 円} \times \frac{97.1}{1000} \times \frac{1}{2} = 4,272.4 \text{ 円} = 4,272 \text{ 円}$ → ⑤

保険料は、会社が半額負担する。

(2) 厚生年金保険料

8.8 万円 ← 8.3 万円以上 9.3 万円以下

$88,000 \text{ 円} \times \frac{183}{1,000} \times \frac{1}{2} = 8,052 \text{ 円}$ → ⑥

(3) 結論 本人 健康保険と厚生年金の加入で年収 106 万円(月額 8.8 万円)の人負担額は

⑤健康保険 4,272 円 + ⑥厚生年金 8,052 = 12,324 円

3. 本人は 40 歳以上 64 歳以下で年収 106 万円とします。

保険は未加入です。

(1) 国民健康保険料

①所得割

医療 5.6%と支援 2.3%に介護分 1.8%が加わります。 $5.6 + 2.3 + 1.8 = 9.7\%$

$8 \text{ 万円} \times \frac{9.7}{100} = 7,760 \text{ 円}$ → ⑦

②均等割り

医療 23,000 円 + 支援 13,000 円 + 介護分 13,200 円 = 49,800 円

$49,800 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 24,900 \text{ 円}$ → ⑧

③ 合計 ⑦7,760 + ⑧24,900 円 = 32,660 円 月額 2,721 円 → ⑨

(2) 国民年金の保険料

16,590 円 → ⑩

(3) 結論 本人 国民健康保険と国民年金で、年収 106 万円の人負担額は

⑨国民健康保険 2,721 円 + ⑩国民年金 16,590 円 = 19,311 円

4. 本人は 40 歳以上 64 歳以下で年収 106 万円とします。

保険は加入です。計算式は省略します。健康保険と厚年で、月額 13,046 円になります。

最後に、厚労省のパンフレットは 40 歳未満の従業員を頭に入れてのパンフレットを作成したと思います。

保険に加入すると、年金では、老齢、障害、遺族年金の上乗せ部分の支給がありますし、健康保険では、傷病手当金や出産手当金の支給もあることも宣伝されていた。